

た が じょう 多賀城跡

宮城県教育委員会 村上裕次

所 在 地 宮城県多賀城市市川・浮島

立地環境 松島丘陵から派生した標高4～52mの丘陵と低湿地

検出遺構 堀立柱建物、礎石建物、堅穴建物、築地塀、材木塀、堀立柱塀、道路、暗渠、整地層、石垣、土坑、溝など

年 代 8世紀前葉～11世紀前半頃



第1図 多賀城跡の位置

遺跡の概要

多賀城跡は、宮城県中部の太平洋岸の仙台平野北端部に位置し、陸前丘陵の一部である松島丘陵から派生

した低丘陵とその周囲の低湿地に立地する（第1図）。南方の広大な仙台平野を一望でき、松島・塩釜へ向かう塩釜街道が通じ、さらに北東約2kmには国府津と推定されている塩釜港があり、陸上・海上交通の要衝に位置する。奈良・平安時代の陸奥国府であり、奈良時代には鎮守府が併置された。東西南北ともに約1kmの範囲から、国府に関わる遺構・遺物のほかに、縄文時代から近世の遺構・遺物が検出されている。

1 多賀城跡の構成

多賀城跡は、政庁、外郭区画施設、実務官衙、道路等で構成される（第2図）。ほぼ中心に位置する政庁が築地塀によって区画され、その周囲に実務官衙などが配置されて、さらにその周囲が築地塀と材木塀により区画される二重郭の構造（二重構造）の城柵（村田2004）である。多賀城跡を構成する各施設の概要は以下の通りである。

〔外郭区画施設〕 区画施設、門、櫓で構成される。区画施設は、東西南北の各辺が確認されており、南辺と東辺は時期によって位置が異なる。北辺が丘陵部と丘陵間の谷部、南・東・西・西辺は丘陵部と低湿地部に立地する。構造は築地塀と材木塀である。平面形は不整な方形で、規模は、最大で南辺が約870m、東辺が約1050m、北辺が約870m、西辺が約660mである。各辺には門と櫓が設置されており、これまでに門は南・東・西・西北門、櫓は東西南北の各辺で検出されている（第2図）。

〔政庁〕 多賀城跡の中央やや南寄りに位置し、北西から南東方向に延びる丘陵尾根とその緩斜面上に立地する。東・西・北側は深い沢により区画されており、独立丘陵状の地形となる。政庁の範囲は、東西約103m、南北約116mで、東西南北が築地塀により区画される（第3図）。

〔実務官衙〕 政庁の周囲の丘陵尾根上に位置し、その平坦面から緩斜面に立地する。政庁南東側には城前官衙、東側には作貫官衙、北東側には大畠官衙、北側には六月坂官衙、西側には金堀官衙、南西側には五万崎官衙が所在し、それぞれ谷や沢により区画された独立性が高い地形に立地している（第2図）。遺構の時期や配置がそれぞれ異なり、個性的な様相を示す（第4～7図）。

〔道路〕 政府南門～外郭南門間道路の政府南大路と、外郭東門～西門間道路の東西道路、外郭南門から南に延びる南北大路がある。政府南大路は丘陵斜面と沢上に、東西道路は丘陵尾根上に、南北大路は丘陵末端部と低地に立地する。東西道路は外郭東門と西門周辺、六月坂官衙内で検出されている。

2. 多賀城跡の変遷

時期については、多賀城跡政府の調査で明らかになった政庁遺構期第Ⅰ～Ⅳ期（以下、政庁遺構期を省略する）を用いる。この遺構期は、多賀城跡政府における時期変遷の指標であるが、城内各地区の変遷を見るうえでも有効である。各遺構期の対応関係は第1表に示した通りである。

なお、時期について複数の見解がある外郭北辺と外郭西門の記述にあたっては、以下の理解に基づいている。外郭北辺は、中央部で2度の改修の痕跡が認められ、時期は第Ⅱ期以前、第Ⅱ期、第Ⅲ期以降と報告されている。このうち第Ⅱ期以前のものは第Ⅰ期に遡ると考えられており（吉野2018）、ここではこの見方に従って記述を行う。また、外郭西門は、建替えを含めて4棟確認されており、時期は8世紀後半（第Ⅱ期）、8世紀末～9世紀中頃（第Ⅲ期）、9世紀中頃～後半（第Ⅳ期）、9世紀末～10世紀前半（第Ⅳ期）と報告されているが、一方で外郭南門の総括報告書では、それぞれ第Ⅰ期から第Ⅳ期とする案が示されている。その他の外郭各門の特徴や変遷との整合性を考慮し、ここでは後者の見方で記述を行う。

第Ⅰ期 養老・神龜頃（717～728）～8世紀中頃

第Ⅰ期の多賀城は、西辺の位置は未確定だが、外郭区画施設とそれに取り付く南・東・西門、その内部に位置する政庁、政庁南大路、城前官衙と大畠官衙で構成される（第10図）。

【外郭区画施設】区画施設は南辺の東半と西半の一部、東辺の北半・中央部・南東隅、北辺が検出されている（第10図）。南辺は、東辺と接続する南東隅から西に約470m確認されている。丘陵部では築地塀の可能性がある積土遺構、低湿地部では材木塀と地形によって構造が異なる。東辺は南東隅が積土遺構、中央部が材木塀、それより北側が築地塀で、北端の築地塀は北辺との接続部よりも北側に延び低湿地に達する。北辺は築地塀で、すべての遺構期を通して非瓦葺きである。

門は、南・東・西門が検出されており、いずれも掘立式である（第8図）。南門は政庁南大路上に、西門は推定西辺の南端部に位置しており、どちらも八脚門である。東門は東辺中央と北部の丘陵尾根付近に位置し、前者が八脚門、後者が棟門である。

【政庁】北西部が切土され、北東部と南西部に整地層が施されて広範囲に平坦面が造成される。沢に面し、地形的に最も低い南西部には土留めのための石垣が設置される（第3図）。周囲は築地塀で区画され、その内部には正殿、東・西脇殿が広場を囲んで「コ」字型に配置される。また、政庁南門の南東側と南西側には南門前殿が設置される。建物はいずれも掘立式で、正殿は桁行5間、梁行4間の東西棟南廂付建物である。正殿をはじめ、主要な建物は瓦葺きであったと推定される（第15図）。

【実務官衙】城前官衙と大畠官衙南西部で掘立柱建物が僅かに認められる（第10図）。大畠官衙の建物には桁行10間以上の長舎がある（第5図）。

【道路】政庁南大路と南北大路は東西の側溝と路面造成の際の盛土が検出されている。政庁南大路は路面幅が10.0～14.4mで、南北大路は外郭南門から120m分確認され、路面幅が14～16mである（第10図）。

第Ⅱ期 8世紀中頃～宝亀11年（780）伊治公皆麻呂の乱を契機とする火災

第Ⅱ期の多賀城は、外郭南門・南辺の移動に伴う範囲の拡大や外郭東門の移動など、全体の規模・構造が大きく変化した（第11図）。また、外郭南門の北東側には多賀城碑が建立される（第14図）。なお、第Ⅱ期の政庁と城前官衙の建物、外郭南・東・西門とその付近の築地塀は、伊治公皆麻呂の乱を契機とした蝦夷の反乱により焼失したと考えられる（吉野2022）。

〔外郭区画施設〕南・北辺、東辺の北半と中央部、西辺の南端が検出されている（第11図）。南辺は外郭南門とともに南に移動し、丘陵部や低湿地部といった地形の相違に拘わらず瓦葺きの築地塀となる。東辺は第I期と同じく中央部が材木塀、それより北側が築地塀で、東門から南に約160m、北に約360mの範囲の築地塀は瓦葺きとなる。北辺は第I期と同位置にあり、西辺は南辺との接続部から西門周辺が築地塀で、この範囲は瓦葺きと推定される。

門は南・東・西門が検出されている（第8図）。南門は第I期から120m南に移動する。礎石式で総瓦葺きの建物で二重門として復元されている。東門は北側に移動し、第I期の棟門の位置に瓦葺きの礎石式八脚門が建設される。西門は、第I期と同位置で礎石式の八脚門に改修され、瓦葺きであつたと推定される。

櫓は、南辺と東辺で検出された。いずれも掘立式で、南辺の櫓は土壇を伴い築地塀を跨ぐ構造、東辺の櫓は築地塀の内側にあってそれに寄掛ける構造と材木塀の内側に建つ構造である（第9図）。

〔政庁〕政庁北半に東・西楼、後殿、南半に石敷広場、石組排水溝、南門の東西に翼廊、築地線上に東・西・北殿が新たに追加され、政庁を構成する要素が飛躍的に増える（第3図）。これらにより、実用性と装飾性を兼ね備えた政庁となる。建物は礎石式に、建物及び築地塀はすべて瓦葺きとなる（第16図）。正殿は桁行7間、梁行4間の東西棟四面廂付建物である。基壇は、正殿、東・西殿、南門と東西翼廊で検出され、脇殿についても存在が推定される。これらの基壇化粧は玉石積と推定される。

〔実務官衙〕東半部に位置する城前・作貫・大畠官衙の広範囲で建物が認められるようになるが、施設の造成・建設を伴う利用は限定的である（第11図）。六月坂官衙では第II期の遺構は認められず、五万崎官衙では第II期以降の掘立柱建物と掘立柱塀が僅かに認められる。

城前官衙では建物数が増加し、瓦葺きの東西棟二面廂付建物を主屋として、11棟の建物が広場を囲む配置となる（第4図）。主屋の東西に配置された建物は床張建物である。政庁の東辺を主軸とし、官衙の北・南辺と主屋の位置が政庁と同じ計画方眼上にあることから政庁と一体性が強い官衙であり、政庁に次ぐ重要な官衙であった。出土した木簡から鎮守府に関係する文書業務が行われていたと考えられる（第17図）。

作貫官衙では桁行10間以上で廂が付く長大な掘立柱建物と小型の掘立柱建物が（第4図）、大畠官衙では、北東部の外郭東辺に近接した位置で、桁行15間以上の南北棟二面廂付建物が、その西側では掘立柱建物と竪穴建物が検出されている（第5図）。なお、大畠官衙の桁行15間以上の大型建物は、現段階で城内の最大規模をもつ。

〔道路〕政庁南大路と南北大路は改修される（第11図）。政庁南大路の路面幅は13.4～14.4m、南北大路の路面幅は約16.8～16.9mである。東西道路は南北の側溝が検出され、外郭東門から西に54m確認された。路面幅は約9.6mである。

第III期 宝亀11年（780）～貞觀11年（869） 陸奥国大地震による被災

伊治公皆麻呂の乱を契機とする火災により多くの施設が焼失した多賀城は、第III-1期の暫定的な復興期を経て第III-2期に本格的に復興される。その過程で、外郭区画施設、政庁、実務官衙、政庁南大路、南北大路に変化が認められる。なお、第III-1期と考えられる遺構は、現在、政庁、外郭東・西辺、城前官衙で確認されたのみであることから、第III期の中でまとめて記述する。

〔外郭区画施設〕東西南北の各辺が検出されている（第12図）。南辺は同位置で改修される。東辺は、第III-1期が同位置で改修され、第II期の東門の位置には材木塀や掘立柱塀が城内側に「コ」字形に入り込み、その中央に棟門が設置される。これらは簡易的な構造であることから暫定的な東門と考え

られる。第III-2期は第II期の東門の位置に築地塀が造られ、門の位置は南に移動したと推定される。その後、東辺の北半部が西側に約80m移動し、東門部分は城内側に「コ」字状に入り込む形態となる。西辺は、広範囲に分布する低湿地部に材木塀が設置され、西門部分は築地塀、西北門部分は第III-1期が材木塀、第III-2期が築地塀である。なお、第III-1期の西北門部分は、城内側に「コ」字状に入り込む形態となる。

門は南・東・西・西北門が検出されている（第8図）。南門は第II期と位置・構造が同じだが、規模はやや縮小する。東門と西門は「コ」字状に入り込む部分に、西北門は西辺北端に位置する。第III-1期の東門は掘立式の棟門、西門と第III-2期の東・西北門は掘立式の八脚門である（第8図）。

櫓は、南東・北東・北西隅と南・東・西辺、東門の「コ」字状の屈曲部に約80m間隔で設置される（第12図）。いずれも掘立式で、南辺と東門周辺、北東隅、南東隅、北西隅には櫓に伴うと考えられる土壇が検出されており、この内、南辺と南東隅、東門周辺の櫓は塀を跨ぐ構造である。

〔政庁〕第III-1期では、正殿が第II期と同じ位置・規模・構造で復旧され、基壇化粧が凝灰岩切石積となる。それ以外の建物は、第II期とは異なる位置に掘立式で暫定的に復旧された（第3図）。また、政府南西部から南辺築地塀にかけて整地が行われ、政庁南側の平坦面が拡大された。

第III-2期では、脇殿、楼、後殿、石敷広場、南門、築地塀といった実用的な施設が第II期と同位置で復旧される一方で、装飾的な要素が強かった翼廊や東・西・北殿、石敷の通路や石組溝は認められなくなる（第3図）。東・西脇殿には広場側に向かって身舎中央に南北3間の縁が付き、築地塀は全面的に改修される。

〔実務官衙〕城内では建物が急増し、各官衙の整備が進む（第12図）。この中で、第III期以降長期にわたって建物配置が固定される城前官衙、作貫官衙と、土地利用は長期にわたるが、建物配置は短期間で変化する大畠官衙、六月坂官衙の大きく2種類が認められる。

城前官衙は、第III-1期では掘立柱建物や掘立柱塀、堅穴建物などが認められ、これらは火災後の処理や第III-2期官衙の造営に関わった施設と考えられる。第III-2期では建物の配置・構造が変化し（第4図）、第II期の広場の範囲にも建物が配置され、1～2棟の建物が掘立柱塀により区画されて、それぞれの建物が独立して機能するようになる。また、廂付建物の割合が高くなり、廂の位置から南向きの官衙になったと考えられる。主屋は瓦葺きの東西棟二面廂付建物で、第II期と位置・平面形式、瓦葺きである点が共通する。一方、1・2小期を通じて第III期の作貫官衙は、掘立柱建物が広場を囲む「コ」字型の配置となり（第4図）、政庁が位置する西側を正面とする。主屋は南北棟二面廂付建物である。

大畠官衙では、第II期から土地利用が変化して広範囲で施設が認められるようになり、第III期には、掘立柱建物と堅穴建物、鍛冶工房、井戸で構成される官衙（大畠C期）から掘立柱建物主体の官衙（大畠D期）へと変遷する（第5図）。このうちD期は、官衙の北・南辺が材木塀で区画され、北辺には掘立式の八脚門が設置される。門から南側には幅約10mの南北道路が認められ、これを基準に官衙が東西に分けられる。南北の範囲は約240mで、北東部には東西棟二面廂付建物を主屋として掘立柱建物と井戸による官衙、北西部には柱筋を揃えた同規模の掘立柱建物が広場を囲んで「コ」字型に配置される官衙、南東部には掘立柱建物と堅穴建物、南西部には柱筋や方向を揃えた掘立柱建物による官衙が造営された。

六月坂官衙では、東西道路の南側で大型の東西棟四面廂付建物が東西に並列する（第4図）。その南側にも東西棟の掘立柱建物が確認されている。なお、四面廂付建物は多賀城内では検出例がごく僅かであり、六月坂官衙の四面廂付建物は政庁正殿に次ぐ規模であることから、この建物の機能は特殊

な利用を目的としたものであったと推定される。

この他、五万崎官衙では外郭西門付近で第Ⅲ期の可能性がある掘立柱建物、東部で鍛冶工房の可能性がある豊穴遺構が検出されている。

【道路】政庁南大路は路面幅が22.4～22.7m、南北大路は路面幅が22.4～29.0mとなり、同位置で規模が大幅に拡大した（第12図）。政庁南大路の大規模化は他の城柵には認められず、多賀城に特徴的な事象である。東西道路は外郭東門の移動とともに位置が変わり、路面幅は約18mと推定される。

第Ⅳ期 貞觀11年（869）～11世紀前半頃

第Ⅳ期は陸奥国大地震の復興から多賀城の終末期までで、多賀城の遺構期で最も長期である。政庁では第Ⅳ-1期から第Ⅳ-3期まで認められるが、それ以外は細分が困難なため第Ⅳ期としてまとめて記述する。

【外郭区画施設】東西南北の各辺が検出され、いずれも同位置で改修される（第13図）。南辺は広範囲にわたる大規模な改修が行われており、陸奥国大地震の復興との関連が想定される。10世紀前葉の十和田a火山灰降下以降の改修は、東辺南部の材木塀で確認され、西辺にも可能性が指摘されている。

門は南・東・西・西北門が検出されている（第8図）。南門は第Ⅲ期から継続し、西門は再び位置が西側に移動する。東門と西門、西北門は礎石式八脚門となり、西門と西北門は第Ⅲ期より規模が拡大する。なお、櫓は第Ⅲ期と同位置で改修され、南辺では礎石式になるものがある。

【政庁】第Ⅳ-1期は震災直後の復興で、建物の構成は第Ⅲ-2期から変化はない（第3図）。後殿と北門のみ建て替えられ、ほかの建物は瓦の葺き替えなどの補修が行われたと推定される（第16図）。また、政庁南西部と南辺築地塀の南西側で整地が行われ、平坦化が進められる。

第Ⅳ-2期は、第Ⅳ-1期の建物、築地塀などがそのまま存続し、これに加えて政庁の北東・北西隅と北辺築地塀の北側に新たに掘立柱建物が建てられる（第3図）。北辺築地塀北側の建物4棟は、大型で計画的な配置となる。これらにより、政庁に新たな機能が付加されたと考えられる。

第Ⅳ-3期は、主に政庁北西部において掘立柱建物が繰り返し建てられる時期で、a～e小々期に分かれる（第3図）。この時期に初めて政庁の対称性が失われるが、正殿より南の主要な一郭は終末まで維持され、脇殿の対称性も保持される。なお、脇殿は南北棟二面廂付建物に改修される。政庁は、出土遺物から11世紀前半頃まで機能したと考えられる（第17図）。

【実務官衙】城前官衙と作貫官衙は、第Ⅲ-2期の建物構成が9世紀後半まで維持されるが、10世紀になると城前官衙は建物数が激減して官衙の様相が不明瞭になり、作貫官衙も建物数が減少して施設構成や建物配置が変化する（第4図）。

大畠官衙では、9世紀中頃から後半（大畠E期）は、掘立柱建物を主体として豊穴建物や工房、井戸で構成される官衙が造営される。10世紀以降（大畠F・G期）は、建物数が減少し分布も散漫になるが、四面廂付建物など大型の建物が認められるようになる（第6図）。

六月坂官衙では、政庁以外の官衙では唯一の礎石式の総柱建物が出現し、掘立柱建物とともに官衙を構成する（第4図）。

五万崎官衙では、掘立柱建物や豊穴建物が検出され、南西部では、10世紀頃の方向を揃えた計画的な配置による掘立柱建物群が認められる（第7図）。また、五万崎官衙では施釉陶器が多く出土する（第17図）。特に、東部では陰刻花文が施された緑釉陶器輪花壇や平安宮の儀式などで使用されたことが想定される白色土器が出土しており、儀式や饗宴に関する施設、あるいはその物品を保管した施設が存在した可能性がある。

【道路】政庁南大路は第Ⅲ期から継続し、東西道路は東門から西に約 90 m 檢出され、路面幅は約 20 m となる（第 13 図）。廃絶時期は、政庁南大路が 11 世紀末頃、東西道路が 10 世紀中葉頃である。

3. まとめ

城柵の変遷は、蝦夷との関係が大きく影響し、その時々の蝦夷政策を反映したものと考えられ（村田 2015）、多賀城においては、特に第Ⅰ期から第Ⅲ期の変遷をこの脈絡で理解することができる。

多賀城は、養老 4 年（720）の蝦夷の反乱を契機とし、新たな陸奥国の統治政策の一環で創建された陸奥国府兼鎮守府であり、陸奥国支配の拠点である（熊谷 2000、今泉 2001）。第Ⅰ期の特徴は、低丘陵上に立地し、二重構造となること、政庁が正殿と脇殿と広場を基本とする構成で、正殿と脇殿が広場を囲む計画的な配置となることがある。これらは以後の多賀城に継続する特徴であるとともに、陸奥・出羽両国における城柵の規範となる。また、前国府である郡山遺跡Ⅱ期官衙とは、政庁を構成する施設の配置とともに建物位置や広場の規模に類似が認められる（村田 2014）。その一方で、立地する地形や敷地面積の拡大、二重構造、外郭区画施設の規模と構造、瓦葺きの施設の存在などの相違点から、第Ⅰ期は郡山遺跡Ⅱ期官衙に対して軍事的な機能の向上や施設の莊厳性を重視して造営されたと考えられる（村田 2014、吉野 2018）。これらは、国府としての機能の継承と、多賀城創建の契機となった背景が影響したものと推定される。

第Ⅱ期は、全国的な官衙の整備の動向（山中 1994）とともに、陸奥国特有の事情として、時の権力者藤原仲麻呂の四男、藤原朝穂主導による大規模な改修が行われた。主に、外郭南門・南辺と東門の移動、各門の礎石式化、政庁の建物の礎石式化と実用的及び装飾的な施設の追加、実務官衙である城前・作貫・大畠官衙の整備であり、これらにより多賀城の様相は大きく変化した。特に、政庁とその南面で構成される多賀城正面の整備は、機能性の向上とともに外観の威容や莊厳性を高めることを意図したものと考えられ、第Ⅱ期の特徴として捉えられる。また、この時期、多賀城南面に外郭南門から南に延びる南北大路と、外郭南辺に平行する東西大路が敷設され、多賀城を基準とした広範囲にわたる整備が行われた。これらは、武力とともに、正面の外観や装飾性を追加した施設により、国家の威信を示すことで蝦夷支配を進めようとした、この時期の版図拡大政策の方法を表したものと推定される（吉野 2016）。

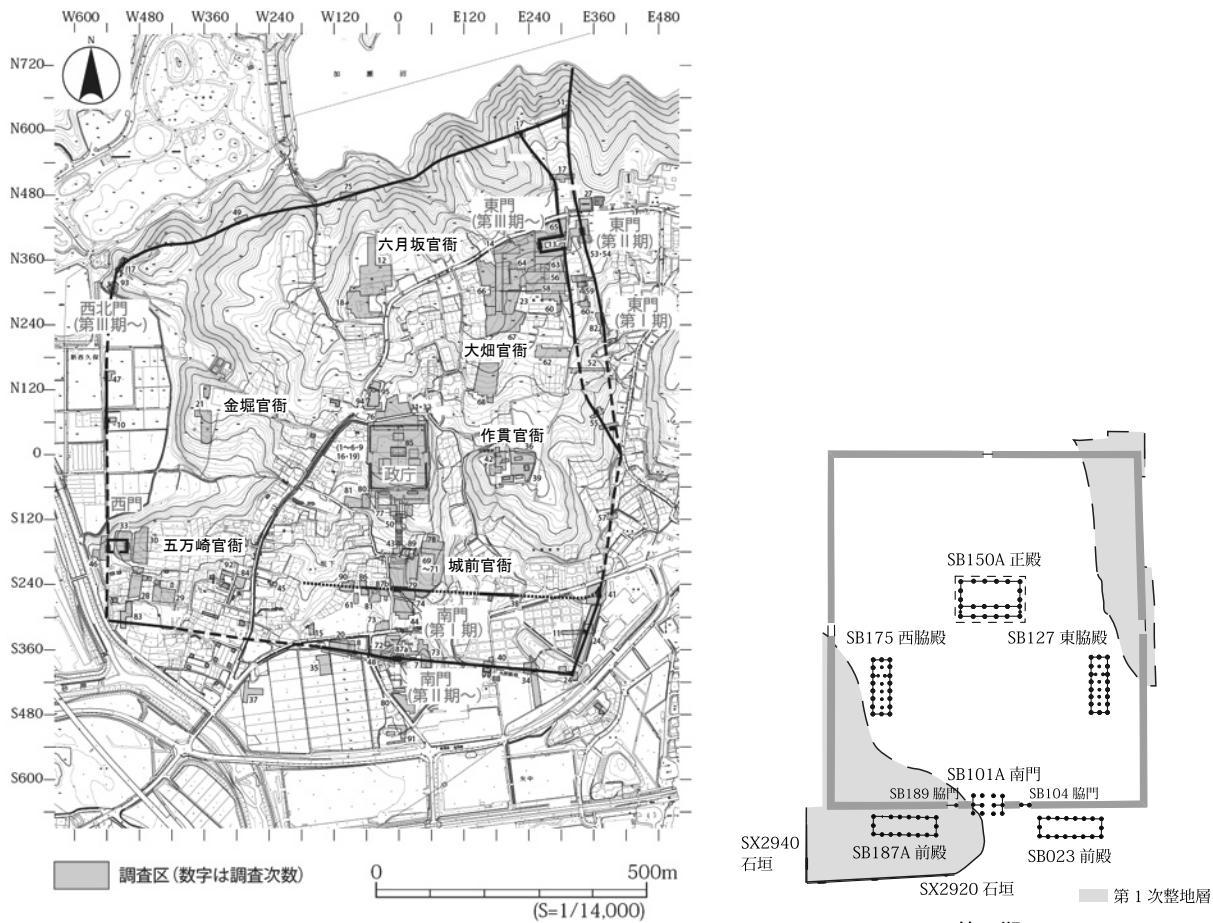
第Ⅲ期は、宝亀 11 年（780）の火災からの復興や、宝亀 5 年（774）に始まる蝦夷との三十八年戦争とその終結に伴い、大規模な改修が行われた。その内容は、東辺と東・西門の位置の移動や、政庁の実用的な施設を中心とした復興、城内の広範囲での実務官衙の整備、政庁南大路の大規模化である。第Ⅱ期の改修の中心であった政庁以南の官衙・施設の改修とともに、第Ⅱ期より広範囲で掘立柱建物を主体とした計画的な配置による官衙が造営される。城外においても、第Ⅱ期に敷設され第Ⅲ期に改修された南北大路と、東西大路を基準として方格地割が施工される。城内・城外ともに大きな変化が認められ、機能の追加あるいは拡充により施設が充実する。この変化については、大局的には国家的政策で重要事業であった征夷と、その終結による胆沢城や志波城、徳丹城の造営、鎮守府の胆沢城への移転、そして、これらによる新たな蝦夷政策の推進と版図拡大による陸奥国府としての業務量の増大が背景にあったものと推定される。

第Ⅳ期は貞觀 11 年（869）の陸奥国大地震の復興から多賀城の終末までであり、9 世紀代と 10 世紀以降で多賀城の様相が大きく変化する。9 世紀代は、外郭西門の位置が移動し、政庁では周辺で新たな施設が追加されるが、それ以外は第Ⅲ期と同位置での改修が行われる。一方、10 世紀以降は、外郭区画施設の改修は一部で行われるのみで、終末まで維持された痕跡は認められず、政庁では内部

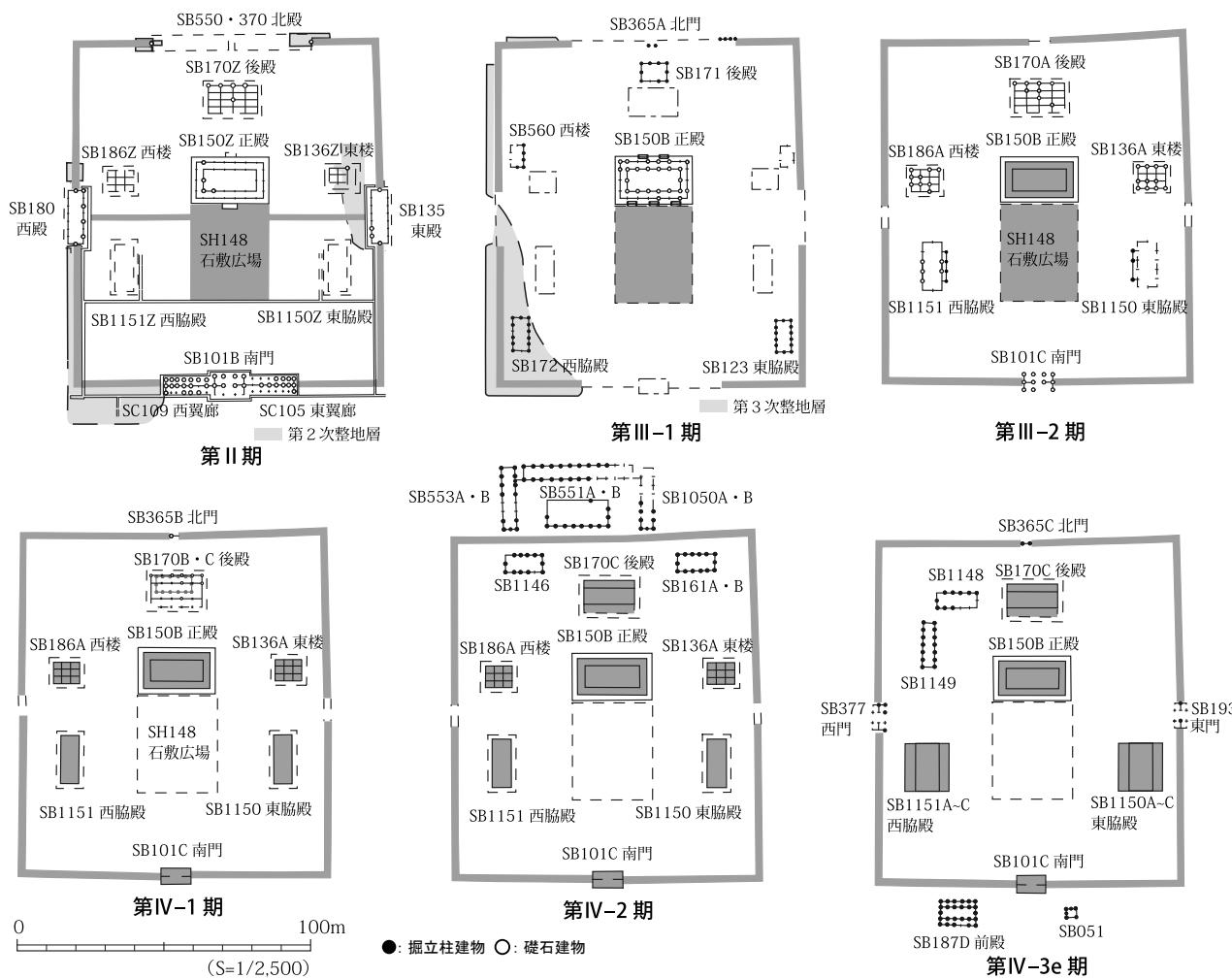
に建物が追加されることで配置の対称性が失われる。実務官衙では、第Ⅲ期から継続する官衙や第Ⅳ期の9世紀後半に改修された官衙で建物数が減少し様相が不明瞭になるものや、反対にそれまで施設等が認められなかつた範囲で新たな官衙が形成され10世紀代に機能したと考えられるものがある。終末期である11世紀前半では、明確に機能したことを確認できるのは政庁と政庁南大路であり、それ以外の外郭区画施設や実務官衙の実態は不明である。城外では方格地割の施工範囲が9世紀後半に最大となるが、10世紀前半以降には各所で道路が廃絶し、全体としては11世紀までに廃絶したと考えられる（宮城県2018）。城内の官衙や施設の変化と城外の方格地割の拡大・縮小の時期は概ね対応しており、10世紀は多賀城の城内・城外の構成、そしてそこから推定される機能において転換期であったと推定される。

関連文献

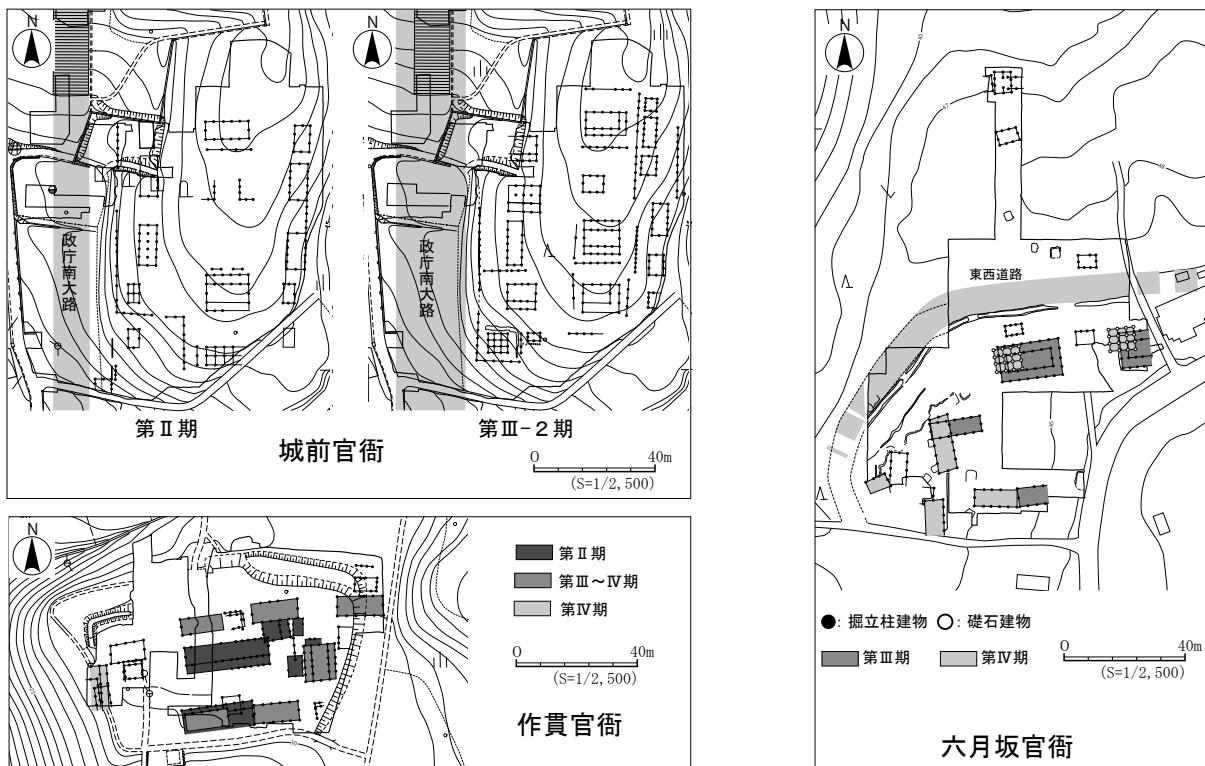
- 今泉隆雄 2001 「多賀城の創建—郡山遺跡から多賀城へー」『古代条里制・古代都市研究』17号 pp. 25–64
- 熊谷公男 2000 「養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」『国立歴史民俗博物館研究報告』第84集 pp. 61–90
- 熊谷公男編 2015 『東北の古代史3 蝦夷と城柵の時代』吉川弘文館
- 進藤秋輝 2010 『古代東北統治の拠点 多賀城跡』シリーズ「遺跡を学ぶ」066 新泉社
- 鈴木拓也 2016 『東北の古代史4 三十八年戦争と蝦夷政策の転換』吉川弘文館
- 高倉敏明 2008 『多賀城跡 古代国家の東北支配の要衝』日本の遺跡30 同成社
- 東北歴史資料館・宮城県多賀城跡調査研究所 1985 『多賀城と古代東北』
- 古川一明 2020 「第14章 多賀城—城柵国府と街並み」『古代史講義【宮都編】』pp. 257–275
- 宮城県教育委員会 2018 『山王遺跡VII』宮城県文化財調査報告書第246集
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1970～2022 『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1969～2021』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1980 『多賀城跡—政庁跡図録編ー』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1982 『多賀城跡—政庁跡本文編ー』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2010 『多賀城跡 政府跡補遺編』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2017 『多賀城跡 外郭跡I—南門地区ー』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2018 『多賀城跡 政府南面地区—城前官衙遺構・遺物編ー』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2019 『多賀城跡 政府南面地区II—城前官衙総括編ー』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2021 『多賀城跡 政府南面地区III—政庁南大路・南北大路ー』
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1979 『多賀城漆紙文書』宮城県多賀城跡調査研究所資料I
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2011・2013・2014 『多賀城跡木簡I～III』宮城県多賀城跡調査研究所資料II～IV
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2020 『多賀城施釉陶磁器』宮城県多賀城跡調査研究所資料V
- 宮城県多賀城跡調査研究所 2010・2020 『多賀城跡—発掘のあゆみ 2010・2020ー』
- 村田晃一 2004 「三重構造城柵論—伊治城の基本的な整理を中心として 移民の時代2ー」『宮城考古学』第6号 pp. 159–186
- 村田晃一 2010 「古代奥羽の城柵・官衙の門と囲繞施設」『第13回古代官衙・集落研究会報告書 官衙と門 報告編』 奈良文化財研究所研究報告第4冊 pp. 51–89
- 村田晃一 2014 「日本古代城柵の検討（2）—郡山II期官衙から多賀城第I期へー」『宮城考古学』第16号 pp. 55–70
- 村田晃一 2015 「三 版図の拡大と城柵」『東北の古代史3 蝦夷と城柵の時代』pp. 87–118
- 中山敏史 1994 『古代地方官衙の研究』塙書房
- 吉野 武 2016 「多賀城の構造と変遷」『第42回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』pp. 91–108
- 吉野 武 2018 「第I期多賀城の特質」『日本歴史』第839号 pp. 1–20
- 吉野 武 2022 「多賀城の炎上・復興と征東軍」『国立歴史民俗博物館研究報告』第232集 pp. 247–275



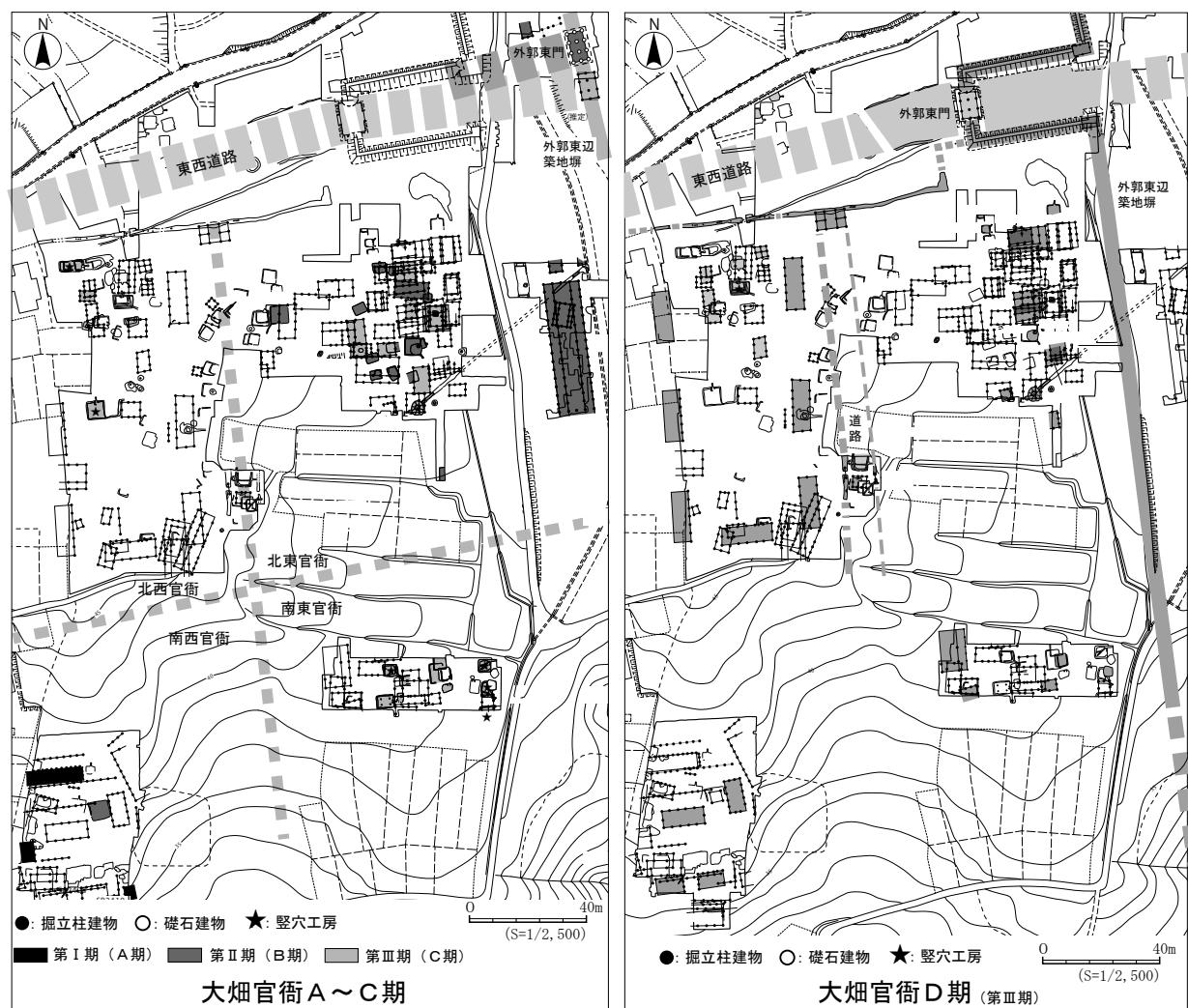
第2図 多賀城跡全体図 (多賀城研 2022『年報 2021』)



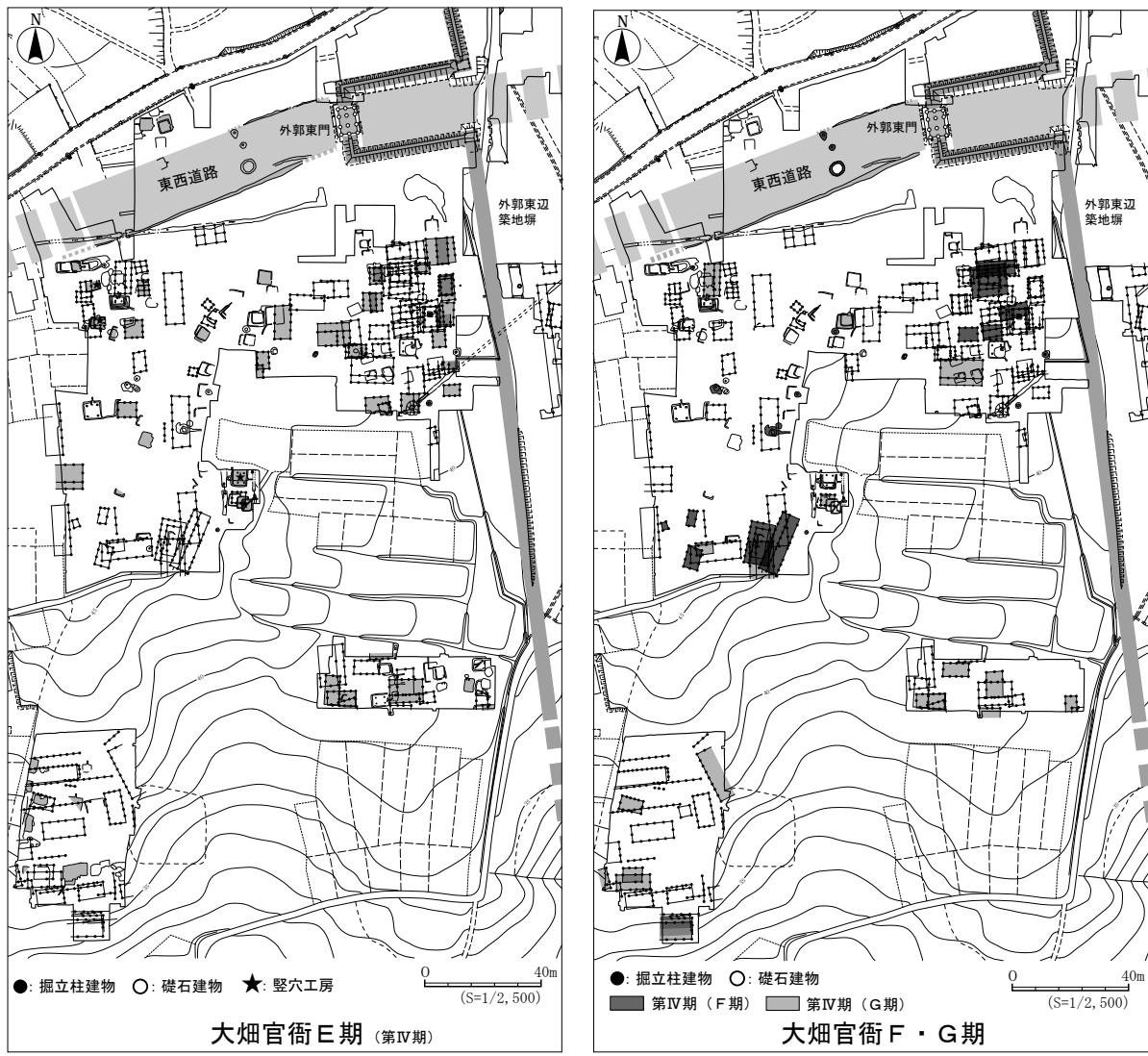
第3図 政庁の変遷 (多賀城研 2013『年報 2012』を改変)



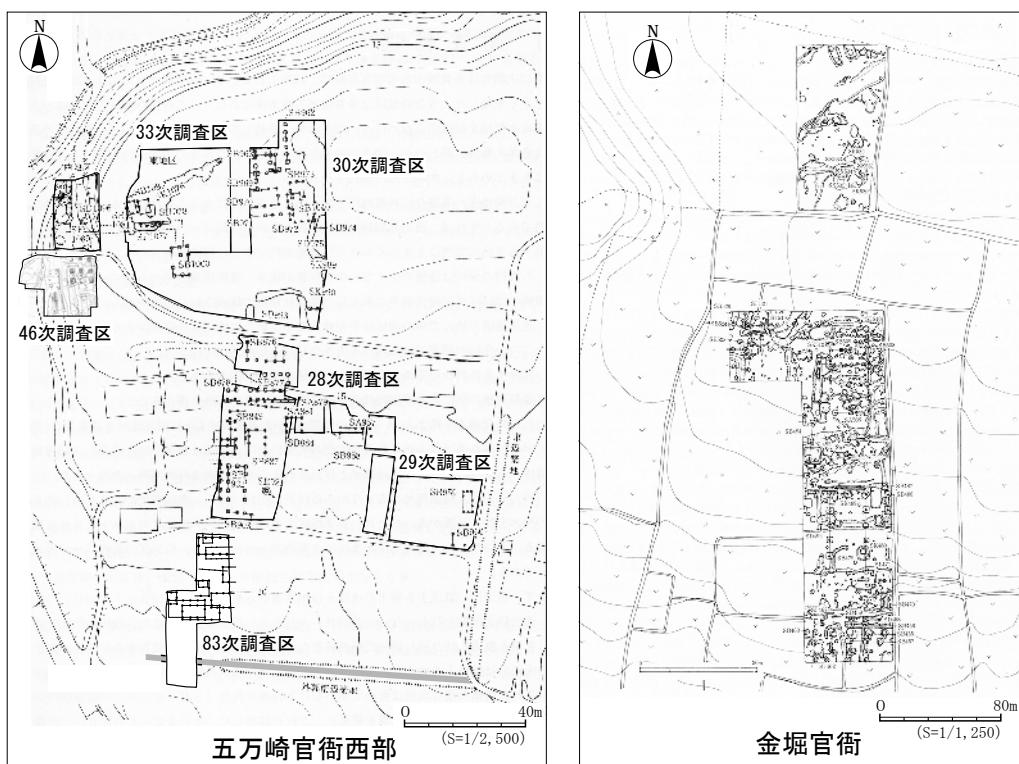
第4図 城前官衙・作貫官衙・六月坂官衙（多賀城研 2019『政府南面地区II』を改変）



第5図 大畠官衙A～D期（多賀城研 2019『政府南面地区II』を改変）



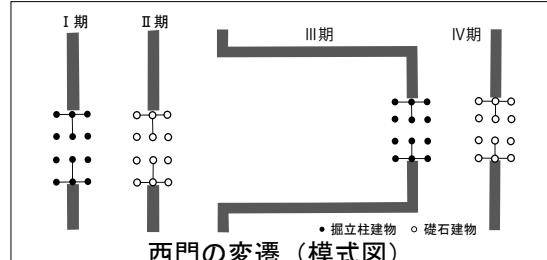
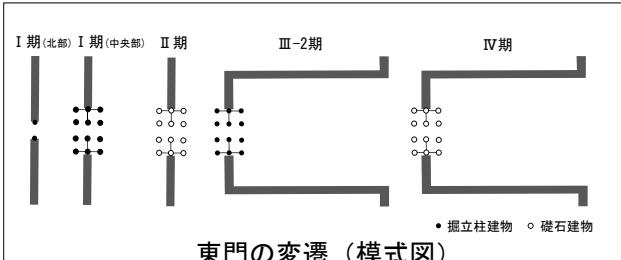
第6図 大畠官衙E～G期 (多賀城研 2019『政庁南面地区II』を改変)



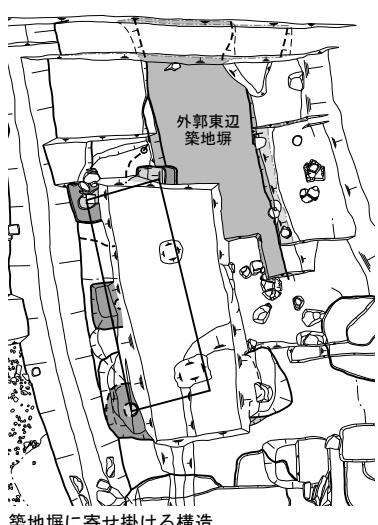
第7図 五万崎官衙・金堀官衙 (多賀城研 1974・1979・1986・2012『年報 1973・1978・1985・2011』を改変)

	外郭東門	外郭西門	外郭西北門	外郭南門
第I期			不明	
第II期			不明	
第III期				
第IV期				第III期の建物が存続と推定

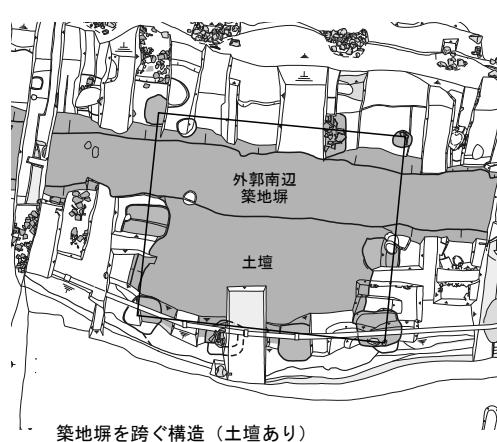
● : 挖立柱建物 ○ : 础石建物 黒字単位 : m S=1/400



第8図 門の模式図（多賀城研 2010『発掘のあゆみ 2010』、2017『外郭跡 I』、2020『年報 2019』を改変）



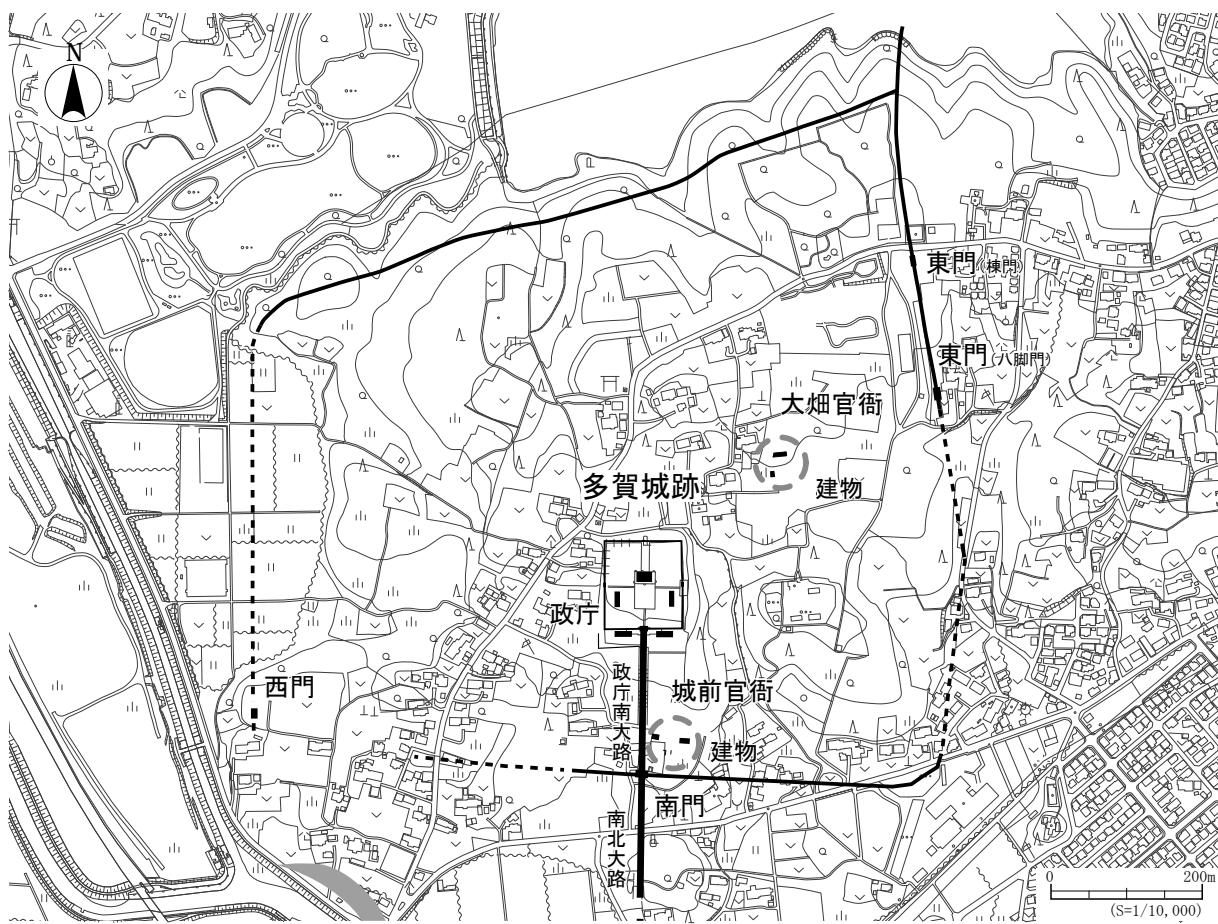
第82次：SB3031（第II期）



第88次：SB3282（第IV期）



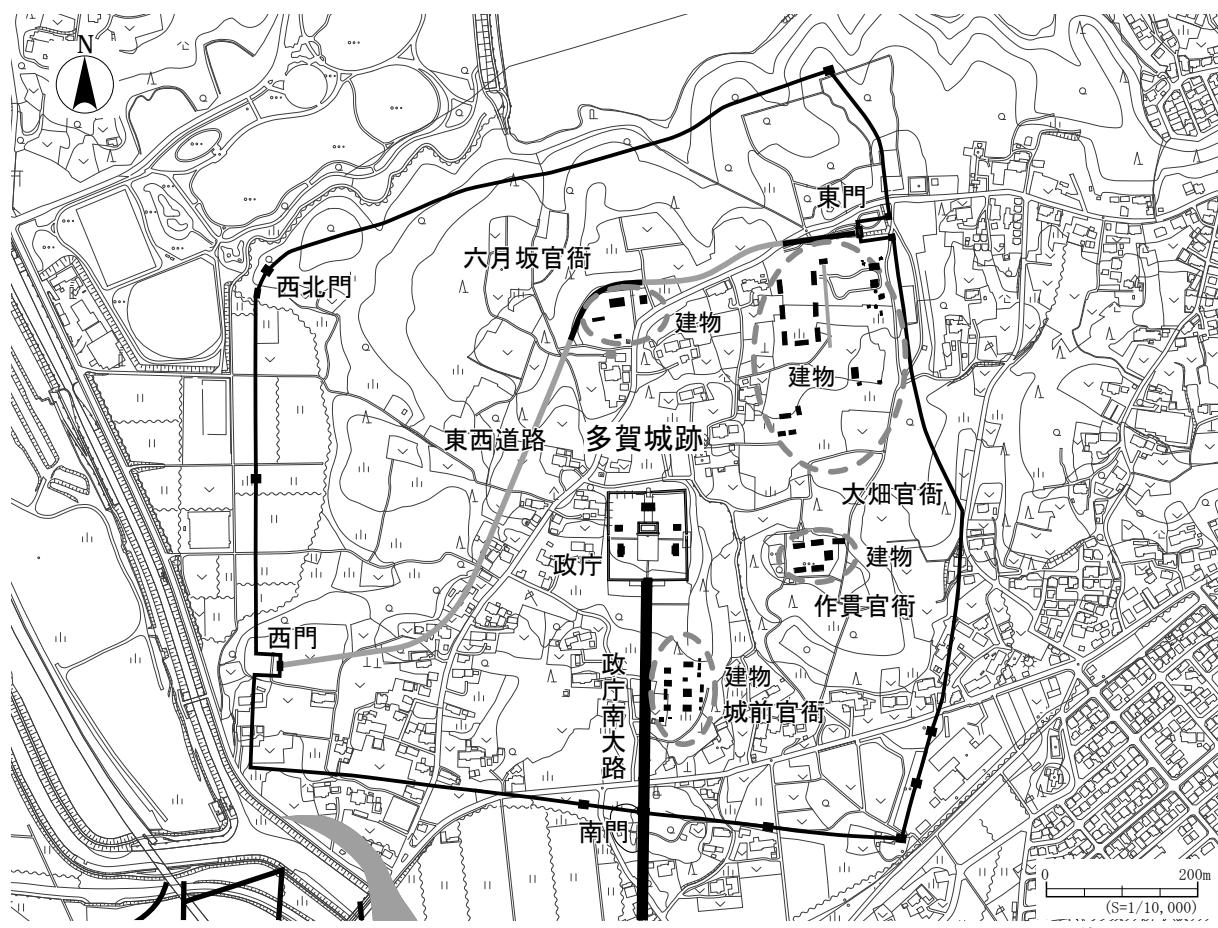
第9図 檻の平面図（多賀城研 1983・2011・2016『年報 1982・2010・2015』を改変）



第10図 第Ⅰ期（新規作成）



第11図 第Ⅱ期（新規作成）



第12図 第Ⅲ期（第Ⅲ-2期）（新規作成）

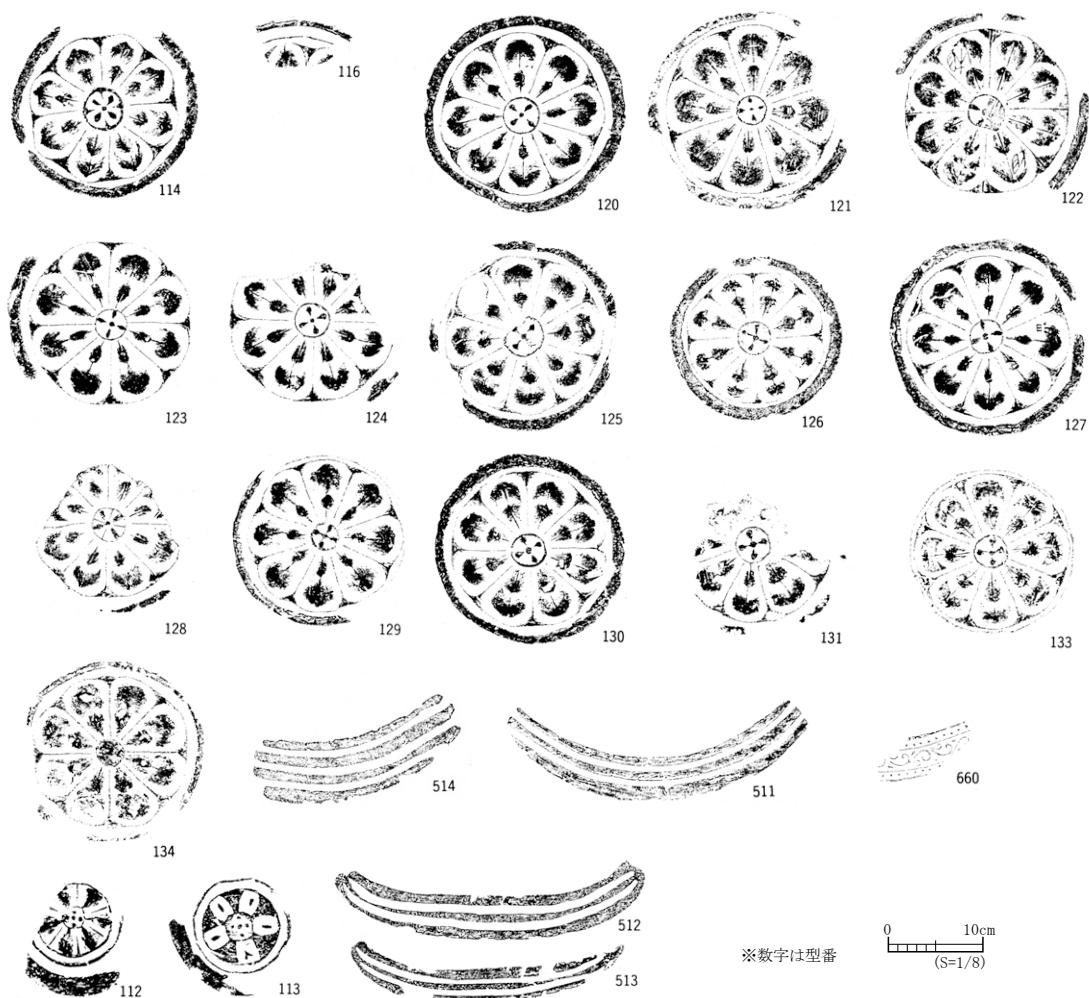


第13図 第Ⅳ期（第Ⅳ-1期）（新規作成）



縮尺任意

第14図 多賀城碑 (東北歴史資料館・多賀城研 1985)

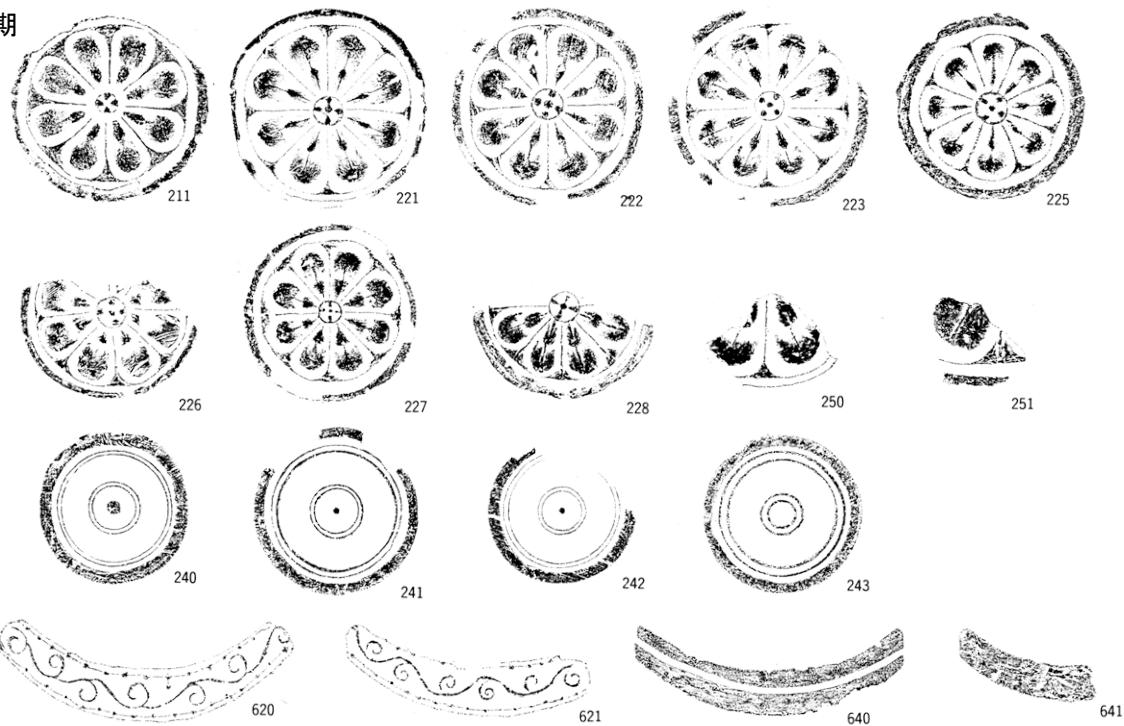


※数字は型番

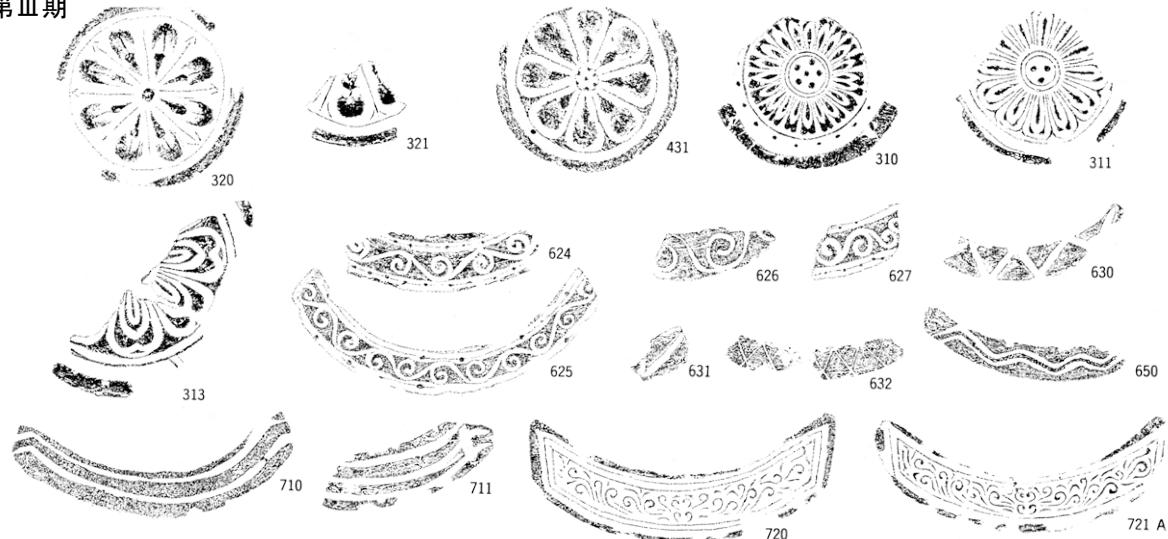
0 10cm
(S=1/8)

第15図 第I期の軒丸・軒平瓦 (多賀城研 1982『政庁跡本文編』)

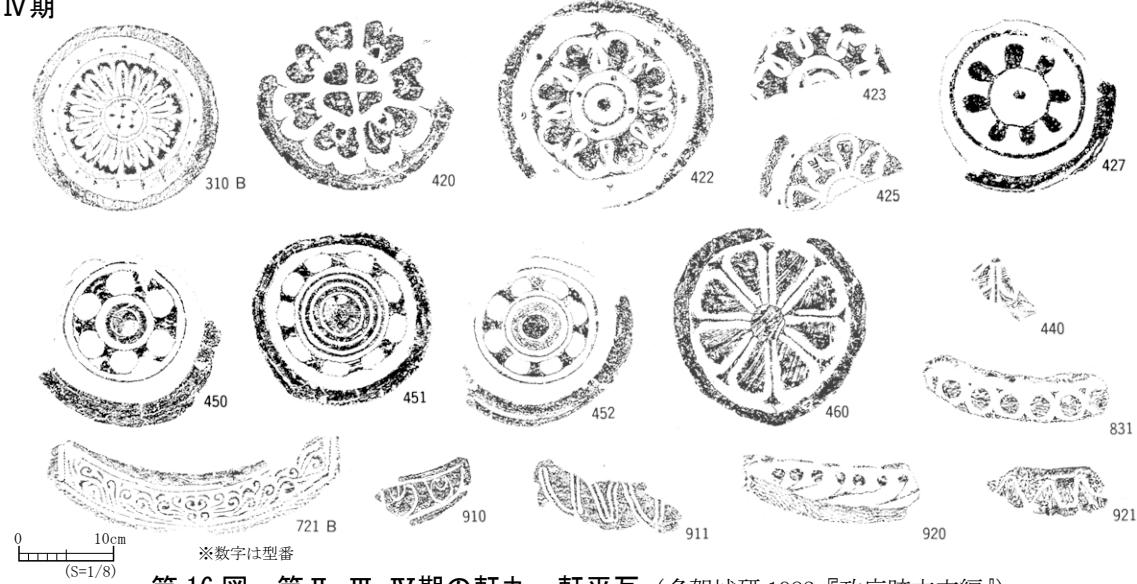
第Ⅱ期



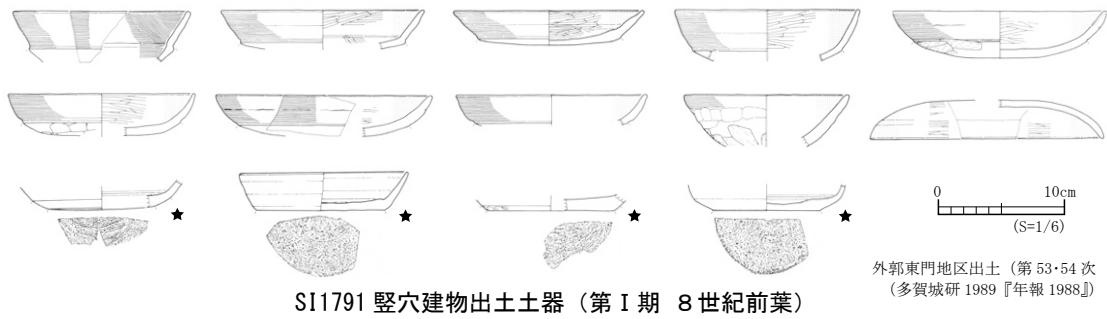
第Ⅲ期



第Ⅳ期

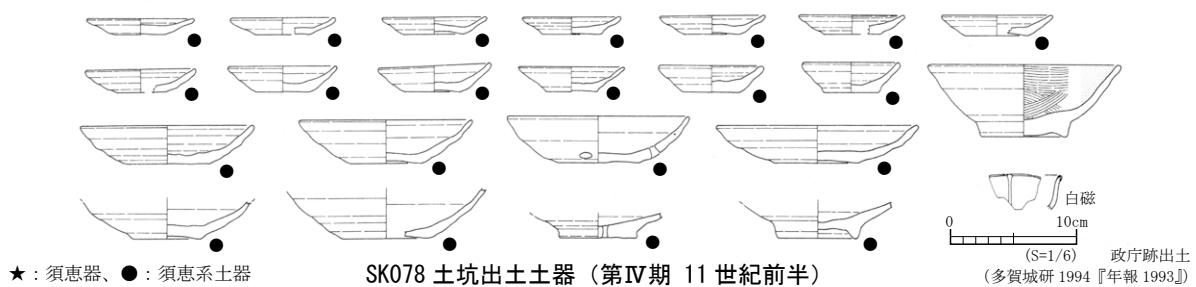


第16図 第Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ期の軒丸・軒平瓦 (多賀城研 1982『政府跡本文編』)



SI1791 穫穴建物出土土器（第Ⅰ期 8世紀前葉）

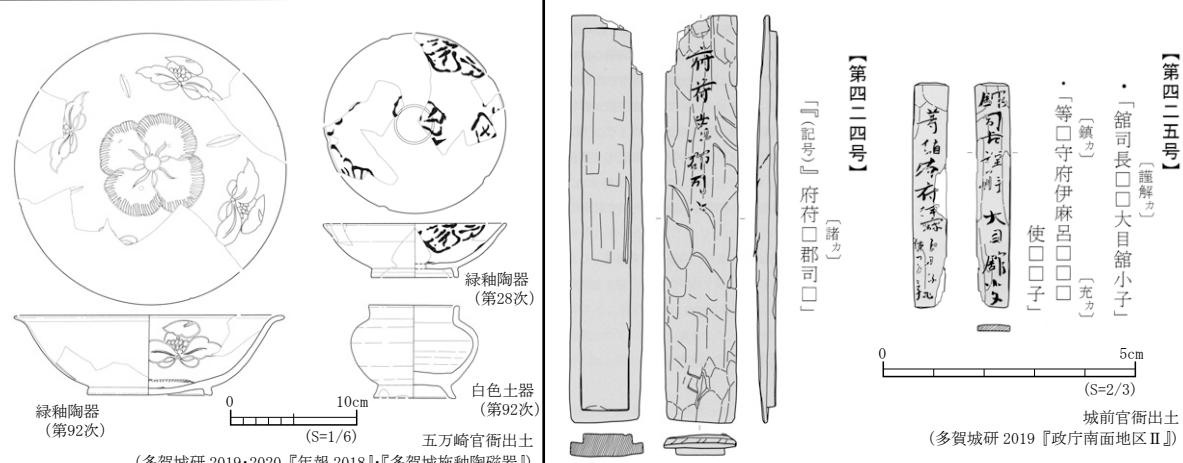
外郭東門地区出土（第53・54次
（多賀城研 1989『年報 1988』）



★：須恵器、●：須恵系土器

SK078 土坑出土土器（第Ⅳ期 11世紀前半）

政序跡出土
（多賀城研 1994『年報 1993』）



（多賀城研 2019-2020『年報 2018』・『多賀城施釉陶磁器』）

施釉陶器・白色土器

第17図 土器・施釉陶器・木簡

政序	遺構期	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ-1期	第Ⅲ-2期	第Ⅳ期	
	年代	養老・神龜頃 (717～728)～ 8世紀中頃	8世紀中頃～ 宝龜11年(780)	宝龜11年(780)～ 貞觀11年(869)	貞觀11年(869)～11世紀前半		
城前	遺構期	i期	ii期	iii-1期	iii-2期		iv期
	年代	724～762年	762～780年	780年～9世紀後半		10世紀前葉	—
作貫	遺構期	—	A期		B期		C期
	年代	—	8世紀後半		9世紀		10世紀前半～
大畠	遺構期	A期	B期	C期	D期	E期	F期
	年代	8世紀前葉～ 中頃	8世紀中頃～ 後葉	8世紀後葉～ 9世紀初頭	9世紀前半～ 中頃	9世紀中頃～ 後葉	10世紀前葉
六月坂	遺構期	—	—	—	A期	B期	—
	年代	—	—	—	9世紀前半	9世紀後半	—

※城内の実務官衙には、ほかに金堀官衙と五万崎官衙があるが、遺構期が不明確であることから、本表には加えていない。

年報での作貫官衙の遺構期名は、A群・B群・C群であるが、それぞれA～C期とした。

年報での六月坂官衙の遺構期名は、古いグループ・新しいグループであるが、それぞれA期・B期とした。

第1表 多賀城跡における政序と実務官衙の併行関係（多賀城研 2019『政序南面地区II』を改変）